

議会運営委員会会議録

平成27年6月23日(火)

(開 会) 15:40

(閉 会) 16:06

案 件

- 1 議会の運営について
- 2 議長の諮問について
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

【 内 容 】

- 1 議案に対する質疑通告について
 - 2 会議規則の一部改正案及び意見書案の取り扱いについて
 - (1) 飯塚市議会会議規則の一部改正(案)
 - (2) 少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書(案)
 - (3) 農林水産業の輸出促進に向けた施策の拡充を求める意見書(案)
 - (4) 地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書(案)
 - (5) 認知症への取り組みの充実強化に関する意見書(案)
 - 3 請願の取扱いについて
 - 4 その他
 - (1) 定例会初日の委員長報告の取り扱いについて
 - (2) 次回委員会開催予定
- 7月6日(月)本会議最終日9時30分から

○委員長

ただ今から、議会運営委員会を開会いたします。議会の運営について、議長の諮問について、及び議会の会議規則、委員会に関する条例等について、以上3件を一括議題といたします。議案に対する質疑通告について、事務局から報告させます。

○議会事務局次長

議案に対する質疑通告につきましては、議案第100号及び111号について、川上議員より質疑通告がっておりますので、ご報告いたします。

○委員長

議案に対する質疑通告については、ご了承願います。

次に、会議規則の一部改正案及び意見書案の取り扱いについて、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

会議規則の一部改正案及び意見書案の取り扱いについて説明いたします。さきに開催されました代表者会議を通じまして、ご確認いただいておりますとおり、全国市議会議長会から女性活躍担当大臣の要請により、出産に伴う議会の欠席に関する規定を明確に設けるため標準会議規則の改正を行う旨の通知がっております。

これを受けまして、本市の会議規則につきましても、これに準じて改正していただいております。

お手元に配付しております新旧対照表のとおり改正案を提出するものであります。

次に、配付しておりますとおり提出された意見書案が4件ございます。提出者並びに提出先

につきましては、意見書案の最後にそれぞれ記載しておりますので、ご確認いただきたいと思
います。以上です。

○委員長

説明が終わりましたので、まず会議規則の一部改正案について質疑を許します。質疑はあり
ませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

次に、少人数学級の推進などの定数改善義務教育費国庫負担制度を2分の1へ復元を求める
意見書案について、提出者から補足説明があればお願いいたします。

○道祖委員

ここに書いているとおりでございます。日本の教育にかける国庫負担は、非常に低い比率に
なっております。OECDの参加国28カ国だったと思えますけど、平均約4.8%程度ぐら
いでしたか。それに比べると、確か3.3%というふうに、日本は最下位というふう
に言われております。そこで、やはりこれも、きょうもやりとりがいろいろありました
けれど、教育のレベルを上げていくというためには、このような少人数学級の推
進が必要ではないかと考えておりますので、ご理解賜り、ご賛同をお願いいたし
まして、説明に代えさせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

次に、「農林水産業の輸出促進に向けた施策の拡充を求める意見書(案)」から「認知症への
取り組みの充実強化に関する意見書(案)」までの3件について、補足説明を受けるため、本委
員会として、奥山議員に、出席を求めることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本委員会として奥山議員に出席を求めることに決定いた
しました。奥山議員、提出者席へご移動ください。

(提出議員 着席)

提出者から補足説明があれば、お願いいたします。

○奥山議員

公明党の奥山亮一でございます。まず1番目に、農林水産業の輸出促進に向けた施策の充実
を求める意見書ということで、国会については昨年6月に閣議決定されました日本再興戦略
において、2020年における輸出額の目標を1兆円と定めております。近年輸出は円高や原
発事故の影響などにより、落ち込みが生じておりましたけれども、14年の輸出額が過去最
高の6117億円となっております。官民一体となった一層の促進によって輸出拡大につな
げております。今回この下の項目、4つにつきまして内閣総理大臣、また農林水産大臣
に向け、意見書を提出するものでございます。1点目は以上でございます。

2点目、地方単独事業に関わる国保の減税調整措置の見直しを求める意見書でござい
ます。これは本日も質問等が、一般質問の中にも少し出ておりましたけれども、乳幼児
医療費の助成制度の拡充などに取り組む事例が近年全国自治体で多くなっておりま
す。さらに平成26年度補正で用意されました国の交付金を活用し、対象年齢の引
き下げを行うなど、事業内容の拡充に向け、取り組む自治体も報告されていると
ころでございます。今回下の2項目にわたり、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財
務大臣、総務大臣に意見書を求めるものでございます。2点目は以上でござい
ます。

それから3点目、認知症への取り組みの充実強化に関する意見書としまして、日本はもとよ

り、世界各国で認知症に取り組むべき課題が急務というふうになっております。日本においても、団塊世代の方々が2025年には、75歳以上ということになって、総数約700万人にも達するというので、注目をされております。それを介護支援する方々のご家族の方々へ、適切な措置を講じられるように、以下の4点につきまして、内閣総理大臣、厚生労働大臣に意見書を提出するものでございます。

議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。以上でございます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○川上委員

日本共産党の川上です。地方単独事業にかかわる国保の減額措置、減額調整措置の見直しを求める意見書案についてですけれども、2項ありますけれども、特に、1項についてですね、人口減少問題に取り組む、いわゆる地方創生作業が進む中と、地方単独事業による子ども等にかかわる医療費助成と国保の国庫負担の減額調整装置のあり方について、早急に検討の場を設け、結論を出すこととなっております。

きょう、共産党の宮嶋議員の質問の中でも、党の立場を明らかにしましたけれども、事実上のペナルティについてはですね、国に対しては廃止せよという立場であります。公明党提出のこの意見書案を読みますと、早急に検討の場を設け、結論を出すことと書いてありますので、どっち向きかなというのがわからないんですね。その辺をお尋ねしたいと思います。

○奥山議員

ここの2行目に書いておりますけれども、国保の国庫負担の減税調整措置のあり方ということで、どちら向きとかいうことではなくて、今回この意見書の提出で、今後国のほうで適切な結論なり、推進が図られるというふうに思っていますし、また詳しいところにつきましては、また後日ご回答ということでよろしいでしょうか。

○川上委員

既にこの件についてはですね、政府のほうにおいて、検討中のことなんですよね。検討しているのに、検討せよという意見書を出すのかということがあります。私は意見書を出すことについてはやぶさかではありません。それについてはですね、飯塚市もこの制度を地方単独でやっている立場から言えば、ペナルティはやめなさいという内容を込めてですね、提出する必要があるのではないかというふうに思うんですけど、それについてはどうお考えですか。

○奥山議員

2行目の言葉のところが、これではだめで、ペナルティを科せということでよろしいんでしょうか。何か、違いましたですかね。ペナルティをとということですね。それにつきましては、党本部とも確認をしまして、またご回答させていただきたいと思いますが、よろしいですか。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○道祖委員

農林水産業の輸出促進に向けた施策の拡充を求める意見書案の中に、3項目に、いろいろとこれ英語なんだろうかね、フランス語なんだろうかね、よくわかりません、私。それで、この言っている内容がわからないから持ち帰ってですね、説明することができないんですね。輸出先となる国や事業所から求められる、これは何なのかということなんです。具体的なものを添付していただければ、持ち帰って、会派で協議いたしますけど。具体的な資料を提出できますか。

○奥山議員

本日手持ちがございませんので、改めてまた提出させていただきたいと思います。よろしく

お願いいたします。

○委員長

後日、各会派のほうに提出をしていただきたいと思いますのですが、それでよろしいですか。

(異議なし)

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。奥山議員、退席されて結構でございます。ありがとうございました。

(提出議員 退席)

会議規則の一部改正案及び意見書案4件については、各会派に持ち帰っていただき、後日の委員会で賛否を確認していただきたいと思います。

次に、会議規則の一部改正案及び意見書案に対する賛否締め切り日について、事務局より説明させます。

○議会事務局次長

会議規則の一部改正案及び意見書案4件につきましては、7月2日・木曜日の午後5時までに議会事務局まで賛否を報告していただきたいと思いますと考えております。

以上、ご審議方よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。会議規則の一部改正案及び意見書案に対する賛否締め切り日については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、請願の取り扱いについて、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

お手元に配付しております請願文書表にありますとおり本日までに提出された請願が2件ございます。

本請願2件の付託委員会につきましては、請願第1号にかかる原発再稼働における審議や請願第2号にかかる国会における安全保障関連法案の審議の内容について、市において具体的に所管する部署はございません。

したがいまして、委員会条例第2条において、他の委員会に属さない事項を所管とする総務委員会に付託していただいております。ご審議方よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。請願の取り扱いについては、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、その他でございますが、定例会初日の委員長報告の取り扱いについて、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

お手元に配付しております定例会初日の委員長報告についての資料をご覧ください。現在、飯塚市議会におきましては、閉会中の継続審査として調査終了までとして付託しております調

査事件につきましては、次の定例会初日に委員長報告とそれに対する質疑を行い、継続審査とすることを諮るための採決を、討論を用いて行っております。

会議規則におきましては、委員会で継続して審査または調査中の事件の審査内容を本会議で報告する必要がある場合は、会議規則第43条による中間報告となっております。

本市の取り扱いは独自の運営方法であり、会期当初に継続を諮ることから、会期中に当該事案の審査が行えないなどの不都合も生じることから、全国市議会議長会等からも改めることが望ましいとの指摘をされていたものでございます。

よって、次期定例会から委員会において調査終了まで付託されている継続審査案件の審査内容を本会議に報告する必要がある場合につきましては、会議規則に則して、中間報告として取り扱うよう議長において議事運営をしていただいております。

なお、審査途中の中間報告につきましては、表決の対象ではございませんので、採決やそれに伴う討論は行わず、中間報告と、それに対する質疑となる議事運営となります。

ご審議方よろしくお願いたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。

○道祖委員

変更案の中で、①閉会中の継続審査事件の審査内容を本会議で報告する必要がある場合は、中間報告の取扱いとすると、これは必要がある場合はちゃんと報告しますよということですよ。必要があるということはどういうことなのか。

○議会事務局次長

現在行っております運営とほぼ同様な運営でございます。閉会中の特別審査事件におきまして、実際に審査が行われたものにつきましては、従来どおり報告を行っていただこうと。ただし、現状でもございましたけれども、特別審査事件を議題に挙げて、審査が現実的に行われないケースが何度かございます。議題として、報告なり質疑が行われなく継続のみを諮って、次の定例会に向かったというような事案が現在までもございました。その際につきましては、必要がないものと判断していただいております。

○道祖委員

休会中でもですね、付託を受けていると、休会中に委員会が開かれたと、開かれて、その結果を報告することは必要ではないかと私は思うんです。だから継続審査というふうになったと、継続審査で何も質疑がなかったにしろね、継続審査となりましたという報告をする必要はあるんじゃないかと思うんです、わかります。例えば、付託を受けたものに対してですね、付託を受けて、それが質疑も何もないと、継続で、もう継続ですということでもね、継続であったという報告はすべきだと私は思うんです。それに対して、その賛成、討論、そういうことをして、何ですか、これ質疑、討論、採決して、議決となるというところを別にそれはしなくてもいいんじゃないかということは、それは構わないと思いますけれど、私は、しつこく言いますが、休会中に付託を受けたことについては、どういうことを委員会がしたかということは報告する必要があると思っております。

○議会事務局次長

休会中に審査された内容につきましては、この変更案につきましても、従来どおり中間報告という形で報告はいたします。

ただし、議論の前提となっておりますのは、そもそも継続審査を諮る必要がないとの指摘に基づいて、継続審査を諮らないということを、そういう議会運営を、議事運営をしていただいております。閉会中に行われた審査に対する報告は、中間報告という形で従来どおり行っていたいただきたいということでございます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 16:01

再 開 16:10

委員会を再開いたします。他に質疑はありませんか。

○川上委員

全国市議会議長会から要請があったと言われましたね。(発言する者あり)そう言わなかった。どういうふうに言ったんですか。

○議会事務局次長

全国市議会議長会に、私ども議事運営の関係で、法制担当あたりに、議事にちょっと疑義が生じた場合には、議会事務局のほうから確認事項として、こういったケースは会議規則上正しいかとか、そういったことの質問をする場合がございます。その際に、具体的な例で申しますと、本会議の当初に継続審査を諮った事案を改めて会期中にする場合、原則的には、当初で継続審査を諮っておりますので、本来でありますと、その会期中はもう継続審査として一旦決めておりますので、その事案に対しては審査をしないと、できないというふうな考え方がございます。そういった内容について、過去どうしても会期中の委員会で、審査する必要が生じた場合に、これを会議規則上どのように理解すればいいのかというふうな問い合わせを全国市議会議長会の法制担当にした際に、そもそも会議当初に、一頭最初にですね、継続審査を諮って、次期定例会まで審議事案を先送りにするという取り扱いが好ましくないよという指摘を受けたことがあるというご説明でございます。

○川上委員

全国市議会議長会が求めたのではなくって、飯塚市議会の事務局が問い合わせをすると、自分たちはそう考えますけどという回答があったということですね。

一方で、問題点の1に書いてある会議規則43条による中間報告となっているのは、会議規則43条で中間報告となっているのに、委員長報告に対して、質疑を行い、討論を行い、採決までしておると、会議規則に則していないことを今やっているということなんですか。

○議会事務局次長

そういうことになります。

○川上委員

そうするとですね、会議規則を変えるのか、どうかということが問われてくる側面もあるわけですね。そのことはあるだろうと思います。

それから2つ目はですね、変更案について、いま道祖委員が指摘されましたけども、必要が生じた場合はというのはどういう意味かということなんだけども、先程の説明ではですね、継続案件があるのに、委員会で質疑が全然なかったという場合は報告のしようがないというふうな受けとめましたけど、継続案件があるのに、委員会で質疑が1件もないということはどのくらいあるんですか。

○議会事務局次長

さかのぼって見ないと、ちょっと現実いま手元に何件あるかというような回答は持ち合わせておりません。

○川上委員

これはね、かなり重大なことと思うんですよね。それで、例えばこの4年間、前任期中ね、どうであったかぐらいは説明できませんか。

○議会事務局次長

現時点では持ち合わせておりませんので、早急に調査して次回の議会運営委員会で報告をさ

せていただきます。

○委員長

本件につきましては、各会派に持ち帰っていただき、後日の委員会で改めてご協議いただければと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。定例会初日の委員長報告の取り扱いについては、先程のとおりとすることに決定いたしました。

次に、次回の議会運営委員会は、7月6日、月曜日、本会議最終日の開会前午前9時半に予定いたしておりますので、よろしく願いいたします。

本日予定の審査はすべて終了いたしましたので、これをもちまして議会運営委員会を閉会いたします。